

---

【国からのお知らせ】12月1日～31日は「国家公務員倫理月間」です！

国家公務員倫理審査会では、毎年、国家公務員倫理週間を設け、様々な啓発活動を行っていますが、本年度は、国家公務員倫理審査会創立20年の節目であること、昨今の公務員倫理をめぐる情勢等を踏まえ12月1日(日)～12月31日(火)を『国家公務員倫理月間』とし、各種啓発活動を実施することといたしました。

企業の皆様と国家公務員が接する際、国家公務員には一定のルールがあります。

企業と「利害関係」(契約関係、許認可の申請、立入検査を受ける等)のある国家公務員に対し、例えば以下の行為をすると、相手方の国家公務員が倫理法違反に問われます。

- ・金銭、物品等の贈与をすること
- ・車による送迎など無償のサービスを提供すること
- ・供応接待をすること(「割り勘」による飲食は可能)

これらの行為のほかにも禁止される行為があります。

詳細は、国家公務員倫理審査会ウェブサイトをご参照下さい。

<https://www.jinji.go.jp/rinri/>

また、「利害関係」がない場合でも、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待や財産上の利益の供与を行うと、それを受けた国家公務員が倫理法違反に問われます。

具体的な行為の可否について疑義がある場合は、相手方の国の機関又は倫理審査会にお問い合わせください。

なお、国家公務員倫理法令に反すると疑われる行為に気付かれた際には、「公務員倫理ホットライン」へご連絡ください。

◆公務員倫理ホットライン◆

【電話】03-3581-5344 (土・日・祝日及び12/29～1/3を除く、9:30～18:15)

<https://www.jinji.go.jp/rinri/tuuho/tuuho.html>

※通報者の氏名等は窓口限りにとどめられるなど、通報により不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。

《担当》

国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

電話(代表): 03-3581-5311

---